

令和5年度第1回光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会 議事録

- 1 日 時 令和5年11月2日(木) 14時～15時30分
- 2 場 所 あいぱーく光 いきいきホール
- 3 議 題 光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画について
- 4 出席者 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会委員 19名
- 5 配布資料 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会委員名簿
光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会設置要綱
光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定方針(兼骨子案)
令和4年度光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書
在宅介護実態調査の集計結果
アンケート結果の概要(ニーズ調査・在宅介護実態調査)
光市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画(計画書冊子)
第3次光市総合計画(概要版)
第3次光市総合計画(マンガ概要版)
光市の人口推移(表・グラフ)

6 議事録

- (1) 委嘱状交付
- (2) 副市長挨拶
- (3) 委員自己紹介
- (4) 会長・副会長選出
- (5) 議事

光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画について

●事務局

※資料に沿って説明

●会長

事務局から市民協議会の役割や、計画の策定方針、骨子案などについて説明がありました。計画の策定方針や将来像、重点目標、施策の柱などの骨子案について、ご意見やご質問がありましたら、それぞれのお立場からの課題などご発言をいただきたいと思います。ご発言の際は挙手をお願いします。

●会長

資料2ページの「第9期介護保険事業計画における一層の充実が求められる3つの基本的な事項」について。新聞やテレビ等で介護従事者の不足が報道されていますが、光市においては各事業所の方々、人材を確保できてますでしょうか。

●委員

私の施設（特別養護老人ホーム）では、人材育成にはしっかり取り組んでいますが、やはり人材確保というところに関しては、非常に困難な状況にあります。外国人材の環境整備等ありますが、私のところには、外国人技能実習生が3名来ています。彼らは、非常に優秀で一生懸命やってくださって大変助かっているという状況ではありますが、やはり、人材が足りないというのが、どの介護事業所におかれましても共通の課題だと認識しています。

●委員

人材確保という部分では、数年前までに比べると採用経費が大幅にアップしています。以前は、ハローワーク等で募集すればおおむね必要な人材は確保できるという状態でした。最近の傾向としては、なかなかハローワークの応募がないため、民間の紹介会社、派遣会社などに頼らざるを得ないというのが現実です。

介護報酬における処遇改善についても、加算の算定構造が現在3階建てになっており、また、国が経済対策で6000円アップと言われていますが、これが4階建てになれば事務負担も大きくなってくると思われます。今後どういう風に対応していくべきかという不安が生じているのが現状です。各事業所、または場合によっては光市を超えて周南圏域で職員の職種ごとの実態を調査して、必要なところに必要な人材を投入するようなトータルな施策ができれば、少ない人材を適正に配置できるのでは。効率の良い何かしらの施策が必要と考えています。

あわせて、人材の定着について。人材不足のため、働く職員の流動性が非常に高くなっています。優秀な人材を各事業所で育てるための姿勢が必要だと考えています。

●会長

ケアマネジャーは非常に不足していると聞いていますが、現状はいかがでしょうか。

●委員

私が所属している居宅介護支援事業所では、ケアマネジャー5人体制で運営していますが、各担当件数はほぼ上限というような状態です。先日も新規の相談があったのですが、やむなくお断りしたということがありました。他の事業所も同じような状況にあると耳にするので、ケアマネさんが少ないのかなと思っています。

●会長

各事業所の介護職員の不足に対して今後どのように解決されるか、事務局お願いします。

●事務局

日本全体で見たときにも生産年齢人口が減っていくという状況の中で、速攻性のある効果的な取組となると難しい部分もあろうかと思えます。一方で、一事業所・一事業者だけで解決することも難しいと認識しています。市の取組としましては、現在取り組んでいるもののひとつとして、介護助手普及推進事業があります。介護職員の周辺業務をサポートする介護助手という働き方の市民等への周知や、介護助手として働こうとされる方のお仕事体験に対する支援に取り組んできたところです。

今後についてこの場で具体的に申し上げるのは難しいところではございますが、先程の説明で関連する内容がありますので、改めて申し上げますと、資料2ページの3つの基本的事項の3番目「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上」と、3ページの「(イ) 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務」について。このたび、介護保険法の改正により都道府県に対し事業所や施設の生産性の向上に資する取組の促進することが明確に法定化されております。山口県の次期計画の施策体系案の中で「介護現場の生産性の向上の推進」という言葉が新たに加えられています。こうしたことも踏まえながら、本市としても、県の取組に呼応しながら、取組について検討していきたいと考えています。

なお、介護人材不足の課題に関しましては、資料10ページ「施策の柱1」の「4 介護サービス基盤の強化充実と持続可能な制度運営」の中で、事業名等も出しながら触れていきたいと考えております。具体的な内容は、今後検討のうえ、次回12月の会議では、事業名等も含めてお示しをさせていただきたいと考えております。

●会長

介護人材確保は全国的な課題であるため、なかなか難しいとは思いますが、よろしくお願ひします。

●委員

私が今思っているのは、公共交通機関についてです。来年3月に市内の一部バス路線がなくなってしまう。そうすると、高齢者の方で、免許を返すのをやめようという考えになるのではないかと思います。また、外に出ようという方もなかなか外出できなくなるのではないかと。行政、県と市、特に光市では、今後どのようにしようと思っているのか、ご意見等をお聞きしたいと思ひます。

●事務局

一部民間事業者によるバス路線廃止につきましては、報道されているとおりでございます。来年3月をもって運行廃止となる見通しでございます。本市といたしましては、都市政策部が代行の事業者による可能性なども含めて、廃止後の動向について調査を進めて

おります。現時点で方向性は確定しておりませんが、市民の皆様の足を確保するため施策を調査・検討を進めているところです。

このほか、免許を持たない高齢者等を対象とするバス・タクシーの助成券の配布についても試行的に実施しており、本格的な導入に向けて都市政策部において検討されているところであり、さまざまな形で高齢者の移動手手段の確保について検討されています。私ども福祉保健部といたしましても、一緒になって考えているところです。

●会長

バス・タクシーの助成券は私の周りでも皆さん喜んでおられます。

●委員

手元にある集計結果等でお示しいただいているように、要介護認定者が増えており、それに伴い給付額についても増えているということは基本的な知識として認識しているのですが、2号被保険者の要介護認定者数の推移や、給付額、割合について教えていただけますでしょうか。

●事務局

2号被保険者の給付費等については、本日、詳細な資料は手元に持ち合わせておりませんが、代表的なサービスである居宅サービスの受給者数で申しますと、昨年度は23名、一方で、第1号被保険者では1,761名という状況でございます。

●委員

社会福祉協議会におきましても、地域福祉活動計画で地域共生社会の実現という理念の元にすすめているところでございますが、令和4年度ニーズ調査報告書の92ページ「結果から見える課題 2 社会参加・活動について」のなかで、地域の活動に「ぜひ参加したい」、趣味・グループ団体・ボランティア団体に参加意向のある人は5割を超えており、それは強みであると感じています。ボランティアの活動支援を社協は行っておりますし、こうした人材を地域につなげていくことが我々のミッションでもあります。

これは、先程の人材不足につながるのですが、地域包括ケアシステムの中で、通いや訪問サービスにおいて、地域の支え合いサービスの展開について制度上の位置づけがされていると思います。

社会福祉協議会の事業の中も、市の委託「ボランティアポイント事業」といった、地域で助け合いのサービスが展開できるような仕組みがありますし、「生活支援体制整備事業」として、コミュニティ協議会、地区単位で課題の話し合いの場を設けていただいて地域限定の課題に対してアクション起こしていく、それらに対して助成金が出るような仕組みが展開されています。例えば、三島地区では送迎サービス、塩田地区では生活支援といった

サービスが展開されています。

訪問介護サービスや、有資格者でないと担えないサービスなど、ケアマネジャーさんがお断りせざるを得ないケースもあるかと思いますが、そのあたりを地域で救っていくというような仕組みを作っていくということも人材確保という点において、今後ますます重要になってくるのではないかと思います。

こうしたことから、社会参加したい高齢者が5割いらっしゃる中で、こうした方々の活躍の場の提供や仕組みづくりという意味でも、地域包括ケアシステムの枠の中で、訪問サービスBなどの制度化をすることで、主に在宅サービスになります。地域の受け皿、サービスの充実や整備を進めていただきたいと思います。

●会長

元気な高齢者が活動できる場をぜひとも考えていただきたいと思います。

●事務局

住民主体の支援、いわゆる総合事業Bは、現在、本市は実施しておりませんが、ニーズ調査の結果を見ましても、参加したいという人が多くいらっしゃいます。その方々をいかに参加に繋げていくかということも課題として認識しております。第9期計画における国の方向性においても、資料2ページ「第9期介護保険事業計画における一層の充実が求められる3つの基本的な事項」の2番目の1点目が、今いただいたご意見の内容になりますので、このあたりも少し検討を進めていく必要性はあろうかと考えているため、計画を策定していく中で参考にさせていただきたいと思います。

●会長

私からもよろしいでしょうか。

資料10ページの施策の柱の2番目「高齢者の尊厳が守られ穏やかに暮らせる社会」の中の「尊厳が守られ」という言葉に少し違和感を覚えるのですが、これを「保持しつつ」に変更をしていただけたらと思います。

また、右側の「施策の展開」の中で「権利擁護体制の確立」とありますが、今現在、権利擁護事業の利用者かなり増えていると思いますが、いかがでしょうか。

●委員

増えています。

●会長

かなり皆さんに浸透して既に体制は確立されていると思うので、これも「確立」を「充実」という言葉に変えていただきたいと思います。以上が私からの提案です。

●事務局

まず、施策の柱2の「尊厳が守られ」という言葉について、先程担当がご説明しましたように、国の方向性が前回と今回で大きく変わってないということで、継承するという形で整理させていただいております。ただいま、「尊厳が守られ」という言葉に違和感ということでご意見をいただきましたが、国の認知症基本法の中でも、目的や基本理念で「尊厳を保持しつつ」という表現が使われておりますので、このあたりは、ご意見を参考に検討させていただきたいと思います。

次に、「権利擁護体制」を「確立」から「充実」に、とのご意見をいただきましたが、権利擁護体制につきましては、本市ではこの3年間で体制整備を進めており、成年後見制度利用促進基本計画も策定しております。ただいまのご意見は、こうした状況に対して評価をいただいたものとありがたく思っております。ご意見のとおり「確立」というところから一歩進んで、「充実」を目指さなければいけないということも感じましたので、検討させていただきたいと思います。

●委員

資料10ページですが、今回、国の動向として「第9期介護保険事業計画における一層の充実が求められる3つの基本的な事項」の3番目の中で「介護現場の生産性の向上」という言葉について、これは「労働生産性の向上」という意味でしょうか。「生産性の向上」という言葉について、共通認識を持って、具体的に何を示しているかというのをある程度施策の中で示していく必要があるのではないかと思います。

●事務局

先程、山口県の次期計画について少し触れさせていただきましたが、従来、県の計画で「業務の効率化」とされていたものが、「介護現場の生産性の向上」という表現に変更されています。これは、生産年齢人口が減っていく中で、生産力を上げていくことは、単に効率化するだけではできないという意味と考えており、効率化を目指しながらも、結果としてのパフォーマンスが上がるという意味で、生産性の向上を目指していくというふうに捉えております。デジタル化等も含めて様々な取組が県を中心に進められていくものと考えており、本市としても連携を図っていきたいと考えております。

●会長

本日の議事はこれで終了といたします。皆様からいただいたご意見の反映等、事務局においてご検討よろしく申し上げます。

(6) その他

今後のスケジュールについて

※次回会議 12月21日（木）13：30～ あいぱーく2階第2・第3会議室

※行事のお知らせ（11/9 認知症に関する映画上映会、11/17 成年後見制度講演会）

※閉会挨拶 福祉保健部長